

金融庁月刊オンライン広報誌

アクセスFSA 第81号 (2009年11月)

http://www.fsa.go.jp/access/index.html



検査官との意見交換会 (10月 16日)



財務局長会議(10月28日)

目 次

【トピックス】 ○ 「中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ」について・・・・・・2 ○ 平成 22 年度税制改正要望について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○ 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について・・・ 7 ○ 「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に基づく貸出条件緩和 の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○ 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等について(期間:平成21年 7月1日~9月30日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11【法令解説等】
○ 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
【金融ここが聞きたい!】 16 【9・10月の主な報道発表】 18

【トピックス】

「中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ」について

金融庁は、厳しい経済金融情勢や雇用環境が続く中、企業金融についても政策的対応が必要との認識から、9月29日に、「貸し渋り・貸し剥がし」対策を検討することを公表し、その後、各種経済団体、金融業界からのヒアリングや所要の検討プロセスを経て、先般、「中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ」をとりまとめたところです。

本パッケージは、10月30日に国会に提出された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案 (「中小企業金融円滑化法案」)」を中心として、その実効性を確保するための諸措置を併せて実施していこうというものです。

具体的には、以下の内容となっています。

1. 中小企業金融円滑化法案の制定

本法案においては、まず、金融機関(注)は、中小企業者又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、できる限り、貸付条件の変更等の適切な措置をとるよう努めるものとしています。さらに、金融機関は、他の金融機関、政府関係金融機関、信用保証協会や、企業再生支援機構等中小企業支援を行う諸機関との連携を図りつつ、できる限り、貸付条件の変更等の適切な措置をとるよう努めるものとしています。

(注)対象金融機関は、銀行・信金・信組・労金・農協・漁協及びその連合会、農林中金 こうした努力義務の実効性を高めるため、金融機関に対して、貸付条件の変更等を円滑に行うため に必要な体制整備や貸付条件の変更等の実施状況や整備した体制等の開示、当局に対する定期的な報 告を義務付けることとしています。また、当局も、金融機関からの報告をとりまとめて公表すること としているほか、金融機能強化法の適切な運用や信用補完事業の充実のための措置を講じることとし ています。

2. 検査・監督上の措置

中小企業金融円滑化法の実効性を確保するために、法律の施行に併せて、検査マニュアルや監督指針について、例えば条件変更等を行っても不良債権に該当しない要件を従来より拡充する等の改定を行うこととしています。

また、検査・監督の実務においても、金融機関の中小企業融資や経営改善支援への取組み状況を重点的に検証していくこととしています。

3. その他の措置

上記の措置のほか、本法案の対象となっていない政府関係金融機関についても、本法の趣旨を踏まえ、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう努めることを要請することや、金融庁幹部が、中小企業等と連携し、全国の中小企業者等と意見交換を行うことも検討しています。

金融庁としては、中小企業金融円滑化法案が早期に成立・施行され、本パッケージが迅速かつ適切に実施されていくことにより、国民の皆様が安心して年を越すことができるよう、引き続き努めてまいります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から<u>第 173 回国会における金融庁関連法律案</u> について(中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(案)(平成 21 年 10 月 30 日提出)) (10 月 30 日) にアクセスしてください。

平成 22 年度税制改正要望について

去る 10 月 30 日、金融庁は「平成 22 年度 税制改正要望」を財務省及び総務省に提出しました。本年は、税制改正要望を取りまとめるにあたり、広く御意見の募集を行いました。その結果、179 先の個人及び団体等から計 456 件の御意見をお寄せいただいたところであり、これらの御意見を参考に、以下のとおり要望を取りまとめ提出しました。

まず、個人投資家の積極的な市場参加を促す環境を整備する観点から、**金融商品間の損益通算の範囲拡大**を要望しています。具体的には、上場株式等の譲渡損失と配当との間のみならず、より幅広い金融商品間での損益通算を認めるということ、債券の利子と譲渡損失の損益通算を認めるにあたって、現行の債券税制を見直すことを要望しています。

また、海外投資家による我が国金融・資本市場への投資を促進する観点から、**非居住者等による債券 投資に係る利子の非課税措置の充実**を要望しています。具体的には、非居住者等が受け取る国債・地方債に係る利子の非課税措置について簡素化・拡充を図ること、非居住者等が受け取る社債等に係る利子についても非課税措置を導入することを要望しています。

さらに、巨大災害に対する支払いを確保する観点から、**火災保険等に係る異常危険準備金制度の措置** の恒久化又は延長について、その他、少額の上場株式等の投資のための非課税制度の法制上の措置の実現や、生命保険料控除制度の改組に伴う所要の法制上の措置の実現等を要望しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から<u>平成22年度 税制改正要望に係る御意見</u> の募集の結果及び平成22年度税制改正要望について(10月30日)にアクセスしてください。

平成22年度概算要求について

- 1. 金融行政においては、業態を超えて金融システム全体に幅広く影響を及ぼした世界的な金融危機の経験等を踏まえながら、金融システムの健全性を確保するとともに、日本経済の改革・繁栄を支える金融の円滑化等の取組みを推進していくことが必要です。
- 2. 平成 22 年度の概算要求に当たっては、政府全体の方針に基づき既存予算の徹底した見直しを行った上で、こうした金融庁に課された役割を的確に果たしていくために必要な予算について要求を行っています。
- 3. 具体的には、
- ① 新規増員(195人)に必要な経費
- ② 海外当局との連携強化に必要な経費
- ③ 利用者の利便性向上のための情報システム整備に必要な経費等、総額で239億円を要求しています。
- 4. この他、預金保険機構に係る政府保証枠については、金融システムの安定を引き続き揺るぎないものとするとの考え方に基づき51兆円を要求しています。

また、銀行等保有株式取得機構に係る政府保証枠については、セーフティネットとして引き続き十分な規模の買取り枠を確保するとの考え方に基づき20兆円を要求しています。

(参考 平成22年度定員要求)

	19 年度末 定員	20 年度末 定員	21 年度末 定員	22 年度 増員要求
総務企画局	296	3 1 4	3 3 0	6 3
検 査 局	4 5 1	4 4 1	4 3 0	2 3
監 督 局	2 3 8	253	273	4 0
証券取引等監視委員会	3 4 1	3 5 8	3 7 4	6 1
公認会計士・監査審査会	4 7	5 1	5 5	8
総計	1, 373	1, 417	1, 462	195

21 年度
増員要求
(増員数)
65 (14)
18 (4)
42 (23)
60 (22)
10 (5)
195 (68)

⁽注) 22年度においては、定員合理化計画に基づき21名を削減。

[※] 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「<u>平成22年度機構・定員及び予算要求</u> <u>について(平成21年10月)」(平成21年10月16日)</u>にアクセスして下さい。

中小企業金融に関するアンケート調査結果の概要について

中小企業金融の実態把握の一環として、平成 21 年8月から9月上旬にかけて、全国の財務局等を通じて、商工会議所及び経営指導員等を対象に聴き取り調査を実施したところ、その調査結果の概要は以下のとおりとなりました。

1. 中小企業の業況等に関するアンケート調査(8月実施)

- 各都道府県の商工会議所 47 先を対象に、会員企業の業況や資金繰りの現状と先行き等について 聴き取り調査を実施しました。
 - ① 中小企業の業況感は、厳しい状況が続いています。なお、先行き D.I.は、前回調査の▲93 から▲85 となっています。

悪化の要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、次いで、「販売価格の下落」が続いています。

	D. I. (臭い一悪い)	悪何	化の要因	(回答割台	<u>,</u>	(単位	: %)
区分	現状	先行き	① 原油・原材 料価格等、 仕入原価の 上昇	② 販売先との 関係による 販売価格転 嫁の遅れ	③ 需要の低迷 による売上 げの低迷	④ 競争過多に よる販売価 格の下落		⑥ 規制の強 化・緩和の 影響
製造業	▲ 94 (▲ 91)	▲87 (▲94)	11.1 (9.2)	12.5 (11.8)	56. 3 (54. 9)	12.5 (10.5)	7. 6 (13. 7)	0.0
小売業	▲ 91 (▲ 94)	▲81 (▲94)	5. 2 (4. 9)	5. 9 (7. 4)	52. 3 (52. 8)	32. 0 (30. 1)	3. 3 (4. 9)	1. 3
卸売業	▲ 98 (▲ 96)	▲89 (▲96)	4. 3 (5. 2)	8. 6 (12. 3)	58. 3 (56. 8)	25. 2 (20. 0)	3. 6 (5. 8)	0.0
建設業	▲94 (▲96)	▲91 (▲94)	6. 0 (9. 6)	8. 4 (10. 2)	49. 4 (49. 7)	28. 3 (18. 6)	1.2 (4.0)	6.6
サービス業	▲ 87 (▲ 89)	▲ 77 (▲ 89)	3. 4 (5. 6)	5. 1 (8. 5)	61. 9 (57. 7)	28. 0 (23. 9)	1.7 (4.2)	0.0
不動産業	▲ 91 (▲ 91)	▲85 (▲89)	1.7 (1.6)	2. 6 (5. 6)	69.8 (64.3)	18. 1 (15. 1)	4.3 (8.7)	3. 4
運輸業	▲ 89 (▲ 98)	▲87 (▲96)	12.4 (9.9)	10. 2 (16. 0)	55. 5 (53. 1)	19.0 (16.0)	1.5 (4.9)	1. 5 —
平均	▲ 92 (▲ 93)	▲ 85 (▲ 93)	6. 5 (6. 8)	7.8 (10.4)	56.9 (55.2)	23. 5 (19. 3)	3. 3 (6. 5)	2.0

- (注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 「悪い」と回答した先数構成比
- (注2)悪化の要因については、複数回答可としている。
- (注3)表中の括弧書は21年5月時点の調査結果
- (注4) 悪化の要因⑥は今回から変更。(前回までは、「建築基準法改正の影響」)

② 中小企業の資金繰りも、厳しい状況が続いています。なお、先行き D.I.は、前回調査の▲80 から▲71 となっています。

悪化の要因としては、「中小企業の営業要因(販売不振、在庫の長期化等)」の割合が最も大きく、次いで、「金融機関の融資態度」が続いています。

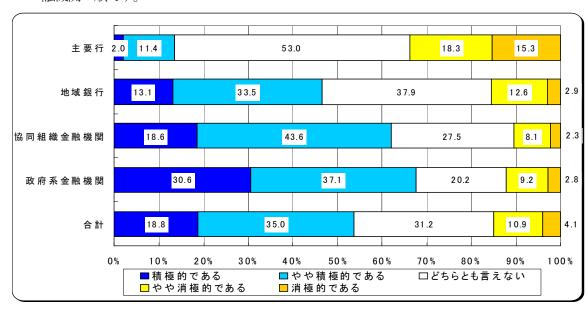
	D. I. (£	臭い一悪い)	悪化の	要因(回答	割合)	(単位	: %)
区分	現状		① 販売不振・在 庫の長期化 等、中小企業 の営業要因	② 融資審査等、 金融機関の融 資態度	③ 融資期間・返済条件等、金 融機関の融資 条件	④ 改正貸金業法 施行の影響 等、ノンバン クの融向 度・動向	⑤ フティ フティ・ ネッ等 保証協会や 保証協会 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
製造業	▲ 79 (▲ 79)	▲ 79 (▲ 79)	69.3 (73.2)	16.8 (10.3)	3. 0 (7. 2)	2.0 (0.0)	8.9 (9.3)
小売業	▲ 74 (▲ 74)	▲ 70 (▲ 79)	73. 1 (79. 8)	9.7 (10.1)	6. 5 (3. 4)	2. 2 (0. 0)	8. 6 (6. 7)
卸売業	▲ 74 (▲ 72)	▲ 74 (▲ 77)	79.3 (84.3)	6.9 (6.0)	3. 4 (3. 6)	2.3 (0.0)	8.0 (6.0)
建設業	▲ 79 (▲ 85)	▲ 72 (▲ 85)	60.9 (57.9)	21.7 (19.5)	6. 1 (13. 5)	1.7 (0.0)	9.6 (9.0)
サービス業	▲ 66 (▲ 83)	▲ 62 (▲ 79)	79.7 (82.4)	8.1 (7.7)	2. 7 (3. 3)	0.0 (0.0)	9.5 (6.6)
不動産業	▲ 72 (▲ 80)	▲ 67 (▲ 83)	62. 0 (56. 3)	19.4 (18.8)	6. 5 (13. 3)	1.9 (0.0)	10.2 (8.6)
運輸業	▲ 79 (▲ 81)	▲ 74 (▲ 81)	80.0 (81.8)	8.2 (4.5)	4. 7 (6. 8)	0.0 (0.0)	7. 1 (6. 8)
平均	▲ 75 (▲ 79)	▲ 71 (▲ 80)	71. 0 (71. 7)	13.7 (12.0)	4. 8 (8. 0)	1.5 (0.0)	8. 9 (7. 8)

- (注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 「悪い」と回答した先数構成比
- (注2) 悪化の要因については、複数回答可としている。
- (注3) 表中の括弧書は21年5月時点の調査結果

2. 金融機関の融資動向等に関するアンケート調査 (8月~9月上旬実施)

- 各地域の商工会議所の経営指導員等 573 名(注)を対象に、中小企業への融資姿勢に対する評価、 金融庁施策の認知状況等について聴き取り調査を実施しました。
 - (注)「各地域の商工会議所の経営指導員等」とは、商工会議所及び商工会の経営指導員、公認会計士、税理士等をいう。
 - ① 中小企業への融資姿勢に対する評価において、積極的評価の割合が最も大きいのは、政府系金融機関。次いで、協同組織金融機関、地域銀行、主要行の順です。

消極的評価の割合が最も大きいのは、主要行。次いで、地域銀行、政府系金融機関、協同組織金融機関の順です。



② 金融庁施策の認知状況は以下のとおりです。

「金融検査マニュアル別冊 (中小企業融資編)」 97.4% 「金融円滑化のための集中検査」 71.5% 「貸出条件緩和債権に該当しない場合の取扱いの拡充」 88.3% 「金融円滑化ホットライン」 82.9%

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から<u>中小企業金融に関するアンケート調査結果</u> の概要(平成21年10月15日)にアクセスしてください。

我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保 有額等について

金融庁では、我が国の預金取扱金融機関について、本年6月末時点におけるサブプライム関連商品等及び FSF 報告書における先進的開示事例を踏まえた証券化商品等の保有額等を取りまとめ、平成 21 年9月11日に公表しました。

サブプライム関連商品等については、6月末において、我が国の預金取扱金融機関全体で、保有額は約4,070 億円 (3月末比 約▲420 億円)、評価損及び実現損累計額の合計額は約1兆1100 億円 (3月末比約1兆940 億円)となりました。

他方、証券化商品等全体については、6月末において、保有額は約17兆9,490億円(3月末比約▲5,340億円)、評価損及び実現損累計額の合計額は、約3兆1,420億円(3月末比約3兆3,020億円)となり、証券化商品等全体の評価損及び実現損の累計額は、3月末時点と比べ、約1600億円減少しました。このように証券化商品等全体で損失が減少している原因については、様々な影響が考えられますが、金融機関による減損処理、売却が進んでいることに加えて、市況が改善しつつあることや為替の影響により証券化商品等の評価損が圧縮されたこと等が考えられます。

金融庁では、平成19年9月末以降、我が国預金取扱金融機関全体におけるサブプライム関連商品等や証券化商品等(※)の保有状況を、統一した基準の下に開示してきました。こうした取組みは、サブプライムローン問題に端を発するグローバルな金融市場の混乱が証券化商品等を通じて我が国の金融システムに与える影響についての理解の一助となるものであると考えています。

金融庁としては、情報発信の取組みをこれからも推進し、金融システムの現状や金融行政の考え方に容易にアクセスできる環境の整備を引き続き図っていきたいと考えています。

我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について(平成21年6月末時点)

※下段()書きは平成21年3月末の数値 (単位:10億円)

	Tier1	② 1 実	2 株	サブプ	連ビジネス	サブプライム関連の ABCP プログラム				
	自己資本	実質業純	(21年6月末)	海価 (6月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの 累計))	簿価 (6月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの累 計))	エクスポージャー
大手行等	23,305	2,264	1,288 (1 597)	359 (397)	▲62 (▲83)	▲953 (▲916)	17 (17)	0 (0)	▲ 323 (▲ 324)	_
地域銀行	13,097	1,143	1,195 (474)	28 (31)	▲ 5 (▲ 6)	▲ 52 (▲ 52)	_	_	_	_
協同組織 金融機関	11,518	489	▲86 (▲268)	19 (22)	▲ 2 (▲ 4)	▲34 (▲34)	_	_	-	_
合計	47,920	3,896	2,397 (▲390)	407 (449)	▲70 (▲93)	▲1,040 (▲1,001)	17 (17)	0 (0)	▲ 323 (▲ 324)	_

※この他、サブプライムローンと直接係わりのない証券化商品等についても、グローバルな金融市場の混乱の影響が欧米を中心として広範に及んでおり、我が国の一部金融機関において、一定程度の評価損や実現損が発生しているものがある。

⁽注1)「サブプライム関連商品等」とは、サブプライムローンを原資産とするABS 及びそうしたABSを原資産に含む CDO などの金融商品等を指す。なお、投資信託の運用の中で、結果的にサブプライム関連商品への投資が行われているものは含まれていない。 「サブプライム関連ビジネス」とは、サブプライムローン関連商品の組成ビジネス等を指す。

⁽注2)「大手行等」には、主要行、農林中央金庫、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、新たな形態の銀行、外銀信託等が含まれている。

⁽注3)「協同組織金融機関」には、信金中央金庫を含む信用金庫、全国信用協同組合連合会を含む信用組合、労働金庫連合会を含む労働金庫、信農連、信漁連が含まれている。農業協同組合等は含まれていない。なお、農林中央金庫は大手行等に含まれている。

⁽注4)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

⁽注5)一部の証券会社のサブプライム関連商品等保有額が、連結される大手行等に含まれている。

FSF報告書における先進的開示事例を踏まえたわが国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について (平城21年6月末時点)

																				※下段()書きは	平成21年	3月末の数	と値	(単位	:10億円																					
					サブブ	ライム関	連商品	等保有	額				CLO,CDO**			RMBS**				CMBS		レバレッジドローン		合計																							
		うちCD	0		うちRMB	IS		その他			小計				実現構益			実現損益			実現損益		実現損益			実現機並																					
	保有額	評価損益	実現損益 (光却損益 減損等)	保有額	評価損益	実現機禁 (元却機禁・ 減機等)	保有額	評価摘益	実現機能 (売却機能・ 減機等)	保有額	評価損益	策環機益 (売却模益・減 損等)	保有額	評価損益	(売却損益· 減損等)	保有額	評価損益	(売却損益・ 減損等)	保有額	評価損益	(売却損 益・減損 等)	保有額	(売却損 益・減損 等)	保有額	評価損益	(売却損益 減損等)																					
	68	A 6	▲ 648	227	▲ 48	▲ 220	65	A 9	▲ 86	359	▲ 62	▲ 953	4,736 (4,865)	▲ 329 (▲ 434)	▲ 698 (▲ 694)	3,028 (3,122)	▲ 42 (▲ 74)	▲ 347 (▲ 332)	1,943 (1,972)		▲ 58 (▲ 51)		▲ 170 (▲ 152)			▲ 2,22 (▲ 2,14																					
大手行等	(75)		(▲ 615)			(▲ 215)	(72)	(▲ 11)																(▲ 83) (▲ 916)	7) (▲ 83) (▲ 916)	397) (▲ 83) (▲ 916)	(397) (▲ 83) (▲ 916)	(397) (▲ 83) (▲ 916)	(397) (▲ 83) (▲ 916)	(397) (▲ 83) (▲ 916)	(▲ 83)				▲ 311 (▲ 407)	▲ 648 (▲ 638)	514 (525)	▲ 28 (▲ 56)	▲ 349 (▲ 334)	459 (453)	▲ 16 (▲ 19)	▲ 35 (▲ 29)	3,442 (3,506)	▲ 153 (▲ 136)	9,137 (9,317)	▲ 416 (▲ 566)	▲ 2,1: (▲ 2,05
14 1-b Am 2-	4	A 0	▲ 48	0	0	0	25	A 5	A 4	28	28 🛕 5 (31) (▲ 6)							3 🛦 5	▲ 52	114 (150)	▲ 5 (▲ 13)	▲ 198 (▲ 189)	813 (848)	▲ 6 (▲ 7)	26 (27)	338 (347)	▲ 8 (▲ 6)	7 (6)	15 (13)	0 (0)	1,307 (1,389)	▲ 23 (▲ 32)	▲ 216 (▲ 208														
地域銀行	(5)	(A 0)		(0)	(0)	(0)	(26)	(▲ 5)	(▲ 3)									(▲ 52)	69 (92)	▲ 4 (▲ 10)	▲ 192 (▲ 186)	1 (1)	▲ 0 (▲ 0)	▲ 1 (▲ 1)	(-)	- (-)	(-)	3 (4)	0 (0)	101 (127)	▲ 9 (▲ 8)	▲ 24 (▲ 23															
協同組織	1	A 0	▲ 32	0	0	0	18	A 2	A 3	19	A 2	▲ 34	927 (972)	▲ 18 (▲ 83)	▲ 166 (▲ 173)	739 (773)	▲ 6 (▲ 8)	21 (18)	166 (168)	▲ 4 (▲ 4)	6 (5)	21 (22)	0 (0)	1,872 (1,956)	▲ 31 (▲ 98)	▲ 173 (▲ 183																					
金融機関	(1)	(▲ 0)	(▲ 32)	(0)	(0)	(0)	(20)	(▲ 3)	(2)	(22)		(4)	(▲ 4)	(▲ 4)	(▲ 4)	(▲ 4)	(▲ 4)	(▲ 4)	(▲ 4)	(▲ 4)	(▲ 4)	(▲ 34)	732 (763)	▲ 23 (▲ 79)	▲ 151 (▲ 157)	- (-)	(-)	(-)	(-)	- (-)	(-)	9 (9)	▲ 0 (▲ 0)	760 (794)	▲ 25 (▲ 83)	▲ 18 (▲ 19											
合計	73	A 6	▲ 728	227	▲ 48	▲ 220	107	A 16	▲ 92	407	107 🛦 70	▲ 1.040	5,777 (5,986)	▲ 352 (▲ 530)	▲ 1,061 (▲ 1,056)	4,579 (4,743)	▲ 54 (▲ 89)	▲ 300 (▲ 287)	2,447 (2,487)	▲ 52 (▲ 55)	▲ 46 (▲ 39)	4,740 (4,817)	▲ 169 (▲ 152)	17,949 (18,483)	▲ 527 (▲ 767)	▲ 2,61 (▲ 2,53																					
TaT	(82)	(▲ 7)	(▲ 695)	(250)	(▲ 66)	(▲ 215)	(118)	(▲ 20)	(▲ 91)	(449)	(▲ 93)	(▲ 1,001)	5,164 (5,291)	▲ 338 (▲ 495)	▲ 991 (▲ 981)	514 (526)	▲ 28 (▲ 57)	▲ 350 (▲ 334)	459 (453)	▲ 16 (▲ 19)	▲ 35 (▲ 29)	3,455 (3,519)	▲ 153 (▲ 136)	9,998 (10,239)	▲ 451 (▲ 657)	▲ 2,56 (▲ 2,48																					
(参考)		▲ 90.62	8		▲ 55.50	*		▲ 48.90	8		▲ 74.2	0%		▲ 18.99 (▲21.24			▲ 6.115 (▲6.55%			▲ 4.50% (▲4.28%)			.97% .68%)		▲ 13.815 (▲14.475																						
商品別毀損率	1	(▲89.28			(▲56.16		3	(▲48.61			(▲72.76			_	9.71%		A 3	3.96%		A 1	0.01%		▲ 3.60%		A 2	1.42%																					

点線枠内は原資産が海外の計数。

※サブプライム関連のCDO、RMBSは含まれない。

- (注1)「商品別毀損率」については、評価損益(6月末)と引当及び減損(19年4月からの累計)の合計を、減損前保有額にて割ったものとして算出。
- (注2)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。
- (注3)CDOには、CDO等へ投資を行っているSIVを含む。
- (注4)RMBSには政府支援機関等のモーゲージ債は含まない。
- (注5)レバレッジドローンとは、各金融機関によりその定義は若干異なるが、一般的には、企業買収に際して供与されるローン等の低格付企業向けローンを指す。
- (注6)上記のほかに一部の銀行において、モノライン保険会社を相手方とするCDS取引による損失(約▲350億円)が公表されている。
- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から<u>我が国の預金取扱金融機関のサブプライ</u> ム関連商品及び証券化商品等の保有額等について(平成 21 年 9 月 11 日)にアクセスしてください。

▲ 19.71% (▲22.09%) ▲ 21.42% (▲22.52%)

「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」 に基づく貸出条件緩和の状況について

金融庁では、金融機関が借り手に対する貸出条件の緩和に柔軟に応じることができるよう、昨年 11 月 7 日に、各監督指針及び金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]を改定しました(「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」)。

本年 6 月 5 日公表(平成 21 年 $1 \sim 3$ 月期)に引き続き、9 月 11 日に同措置に基づく金融機関による中小企業向け融資の貸出条件緩和の状況(平成 21 年 $4 \sim 6$ 月期)を公表しました。

今回の調査・集計では、金融機関が中小企業に対して貸出条件の緩和を行った債権は、主要行等、地域銀行及び信用金庫・信用組合全体で、平成21年4~6月期において36,550件(1兆6,743億円)となり、前回の集計結果と比べて若干の減少は見られるものの、先般の措置以前の平成20年7~9月期と比較すると、件数ベースで30.6%(金額ベースで40.0%)の増加となっています。

また、貸出条件の緩和を行った債権のうち、経営改善の見込みがあり、不良債権に該当しなかった債権は、平成 21 年 $4\sim6$ 月期において 14,360 件(8,339 億円)となり、これを平成 20 年 $7\sim9$ 月期と比較すると、件数ベースで 14.0 倍(金額ベースで 21.7 倍)となっています。

金融庁においては、昨年 11 月の措置を実効あるものにすべく、金融機関や中小企業に対する周知・広報等に取り組んできました。今回の調査結果から、こうした取組みにより、この措置の効果が浸透しつつあることが伺えると考えています。

「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に基づく貸出条件の緩和状況について

		S	中小企業に	対して貸出条件	暖和を行った債権	E .		左のうち、経営改善 不良債権になられ (())内は条件緩和を行っ	の見込みがあり、 なかったもの(※) った債権に占める割合)	
		20年7~9月期 (措置前)	20年10~12月期	21年1~3月期	21年4~6月期	20年7~9月期(措置前からの増減	20年7~9月期 (措置前)	20年10~12月期	21年1~3月期	21年4~6月期
- W (- M	件数	3,220件	3,560件	4,181件	4,842件	+1,622件 (+50.49	6) 0件 (0.0%)	2,740件 (77.0%)	3,371件 (80.6%)	3,742件 (77.3
主要行等	金額	2,152億円	2,239億円	3,413億円	3,315億円	+1,164億円 (+54.19	6) 0億円 (0.0%)	988億円 (44.1%)	1,872億円 (54.8%)	2,181億円 (65.8
地域銀行	件数	15,705件	17,158 / ‡	22,748件	20,151件	+4,446件(+28.39	6) 357件 (2.3%)	2,510件 (14.6%)	6,800件 (29.9%)	6,649件 (33.0
	金額	6,903億円	6,860億円	10,274億円	8,960億円	+2,057億円(+29.89	6) 92億円 (1.3%)	1,227億円 (17.9%)	4,392億円 (42.8%)	4,296億円 (48.0
信用金庫	件数	9,062件	11,115件	11,826件	11,557件	+2,495件(+27.59	666件 (7.3%)	2,333件 (21.0%)	4,145件 (35.0%)	3,969件 (34.3
信用組合	金額	2,904億円	3,950億円	4,634億円	4,467億円	+1,563億円(+53.89	6) 293億円 (10.1%)	942億円 (23.9%)	2,170億円 (46.8%)	1,861億円 (41.7
*1	件数	27,987件	31,833件	38,755件	36,550件	+8,563件(+30.69	(3.7%)	7,583件 (23.8%)	14,316件 (36.9%)	14,360件(39.3
計	金額	11,958億円	13,049億円	18,321億円	16,743億円	+4,784億円(+40.09	(3.2%) 385億円 (3.2%)	3,157億円 (24.2%)	8,434億円 (46.0%)	8,339億円(49.8

- (注)「主要行等」とは、主要行、新生銀行、あおぞら銀行及びシティバンク銀行を、「地域銀行」とは地方銀行、第二地方銀行及び埼玉リそな銀行を指す。 (注)上記計数は、各金融機関における今後の精査により変更されうることに留意が必要。(20年7~9月期、10~12月期および21年1~3月期の計数は、前回公表後の各金融機関の精査を踏まえ更新している。)
- (※) 各期に中小企業に対して貸出条件の継和を行った債権のうち、その期に、経営改善の見込みがあるものとして不負債権にならなかったものを計止。 したがって、その期以降に不負債権でなくなったもの(例えば21年1~3月期に貸出条件の緩和を行い、21年4~6月期に経営改善の見込みがあるものとして、不負債権でなくなったもの)は含まれていない。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から<u>「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑</u> <u>に行われるための措置」に基づく貸出条件緩和の状況について(平成21年4~6月期)(平成21年</u> 9月11日)にアクセスしてください。

「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」の公表について

平成 20 年4月より施行された改正公認会計士法において、わが国に上場する外国会社等から提出される有価証券報告書等の監査証明を行う外国監査法人等について、原則として、わが国当局への届出義務が課せられるとともに、指示、報告徴収、立入検査等の制度が整備されました。

金融庁及び公認会計士・監査審査会(以下、「審査会」)は、外国監査法人等に対する検査監督の方針等、 具体的な実施手続や留意事項等を定めていくため、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方(案)」に ついて、広く意見の募集を行い、平成 21 年 9 月 14 日に「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」 を公表しました。

<考え方の概要>

○ 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び審査会は、①外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制がわが国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該国当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。

○ 検査監督の実施について

上記の条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、金融庁及び審査会が、以下を基本として報告徴収及び検査を実施することとする。

- 1. 報告徴収:審査会は、届出書等として提出された情報に加え、原則として3年に1度、当該国当局に通知した上で、必要と認められる情報の提出を報告徴収により求める。
- 2. 検査対象先の選定等:審査会は、徴収した情報等の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか等について、検査により確認すること

が必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

- 3. 検査の実施:審査会は、外国監査法人等に対して検査を通知する前に、原則として、当該国当局 に検査を行う旨を通知する。検証対象に関しては、個別監査業務についてはわが国の金融商品取引 法の規定により提出される財務書類に係るものに限定し、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽 減に努めながら、業務管理体制等の検査を実施する。
- 4. 検査結果の通知、フォローアップ:審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語によ る翻訳文を参考として添付する。さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告 徴収や、改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示を行うことを基本とする。
- 5. 行政処分:外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認 められる等の場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出すること を基本とする。
- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「「外国監査法人等に対する検査監督の考 え方」の公表について」(平成21年9月14日)にアクセスして下さい。

預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について

平成 15 年 9 月 12 日、金融庁は、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを 踏まえ、当局が預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、明らかに信憑性を欠くと認めら れる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施する旨事 務ガイドライン(現監督指針)を改正したところであり、その情報提供件数等について、四半期毎に公表 しています。

これによると、調査を開始した平成15年9月以降、本年9月30日までに、金融庁及び全国の財務局等 において、24,555件の預金口座の不正利用に係る情報提供を行いました。

また、金融機関としても、預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、直ちに調査を行い、 本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝 要であり、本年9月30日までに、当局が情報提供を行ったものに対し、金融機関において、13,131件の 利用停止、9,321件の強制解約等を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「「預金口座の不正利用に係る情報提供件 数等について」(平成 21 年 10 月 30 日)」にアクセスしてください。

預金口座の不正利用に係る情報提供件数等

	情報提	供件数	金融機関の対応						
	期中	累計	強制解約等	利用停止	調査中	その他			
	州中	糸町	累計 (増減)	累計 (増減)	累計 (増減)	累計 (増減)			
平成21年3月末 (増減は平成21年1月~3月)	1,055	22,672	8,621 (378)	12,051 (551)	449 (52)	1,551 (74)			
平成21年6月末 (増減は平成21年4月~6月)	909	23,581	8,978 (357)	12,603 (552)	384 (▲65)	1,616 (65)			
平成21年9月末 (増減は平成21年7月~9月)	974	24,555	9,321 (343)	13,131 (528)	448 (64)	1,655 (39)			
主要行	443	16,296	7,038 (196)	8,117 (185)	282 (49)	859 (13)			
地方銀行・第二地方銀行	180	3,253	1,207 (44)	1,661 (115)	89 (8)	296 (13)			
信用金庫・信用組合	33	962	464 (21)	340 (11)	65 (2)	93 (▲ 1)			
その他金融機関	318	4,044	612 (82)	3,013 (217)	12 (5)	407 (14)			

^{*)}調査を開始した平成15年9月16日以降、全国の財務(支)局において受け付け、金融機関に対して情報提供を行ったもの(一部、金融庁において 受け付けた情報を含む)を累計べ ・) 増減は、前四半期末に比した数。

^{・/} 何。Mid、Fight、中のトレい。Mid、 ・/ その他は、金融機関が調査した結果、特段不審な点が見受けられなかったもの、口座不存在であったもの等。 ・) 主要行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行、あおぞら銀行を除いたもの。 ・) 均本りそな銀行は、地方銀行・第二地方銀行に含む。 ・) その他金融機関は、主要行、地方銀行・第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)及び労金等。

「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等について (期間:平成21年7月1日~9月30日)

金融サービス利用者相談室(以下「相談室」)に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成21年7月1日から9月30日までの間における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。なお、今回の公表分とは別に、金融円滑化「大臣目安箱」情報として受け付け、大臣に直接届けられたものがあります。

- 1. 平成 21 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、11,167 件の相談等(詳細については、「金融サービ ス利用者相談室」における相談等の受付状況等(平成 21 年 10 月 30 日)をご参照ください。)が寄せられています。 1 日当たりの受付件数は平均 180 件となっており、21 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間(以下「前期」)の実績(203 件)と比べて減少しています。
- 2. 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関するものが 3,541 件 (32%)、保険商品等に関する ものが 2,729 件 (24%)、投資商品等に関するものが 3,366 件 (30%)、貸金等に関するものが 1,294 件 (12%)、金融行政一般・その他が 237 件 (2%) となっています。
- 3. 分野別の特徴等としては、
 - (1) 預金・融資等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が減少したこと等から、前期 に比べて減少しています。
 - (2) 保険商品等については、個別取引・契約の結果に関する相談等がやや減少したこと等から、前期に比べてやや減少しています。
 - (3) 投資商品等については、行政に対する要望等に関する相談等が大幅に減少したこと等から、前期に比べて減少しています。
 - ただし、未公開株に関する相談等は増加しています。
 - (4) 貸金等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が減少したこと等から、前期に比べて減少しています。
- 4. なお、受け付けた相談等の中には、検査・監督上参考となる情報(注)も寄せられており、利用者 全体の保護や利便性向上の観点から、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング 等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。
 - (注)検査・監督上参考となる情報の例
 - ① 預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢及び広告等の不適正な表示に関するもの
 - ② 預金取扱金融機関における説明を求めた際の不適切な顧客対応に関するもの
 - ③ 預金取扱金融機関が借り手に対する優越的な地位を利用して行った金融商品の販売に関するもの
 - ④ 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの
 - ⑤ いわゆる貸し渋り・貸し剥がしに関するもの
 - ⑥ 保険会社等の不払い等に関するもの
 - ⑦ 保険募集人等の不適正な行為(重要事項の不十分な説明、手続に関する不適切な案内・対応、不 告知の教唆、無断契約、名義借り等)に関するもの
 - ⑧ 損害保険会社の火災保険の保険料過徴収に関するもの
 - ⑨ 損害保険会社の不払い等(付随的な保険金の支払漏れ、第三分野商品に係る保険金の不払い等) に関するもの
 - ⑩ 保険募集人等の不適正な行為(保険料の立替)に関するもの
 - ① 貸金業者による法令違反のおそれのある行為(取立行為規制違反、帳簿の不当な開示拒否等)に 関するもの
 - ② 貸金業者による顧客への不適切な説明に関するもの
 - ① システム障害に関するもの

- ④ 外国為替証拠金取引業者とのインターネット経由での取引きに関するもの
- (5) 外国為替証拠金取引業者の不適正な行為に関するもの
- (B) 金融商品仲介業者の顧客からの金銭の預託の受入れに関するもの
- ① 無登録営業に関するもの
- (18) 証券会社の高齢者に対する勧誘に関するもの
- ⑩ 金融商品取引業者の不適正な行為(ホームページを閉鎖し電話に出ない等)に関するもの
- ② 金融商品仲介業者による不適正な行為(兼業規制違反のおそれ)に関するもの また、預金口座の不正利用に関する情報については、金融機関及び警察当局へ27 口座の情報提供 を行っています。

さらに、前期における情報の活用状況は以下のとおりです。

- ① 監督において行った 275 金融機関等に対するヒアリング等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。
- ② 金融庁が着手した 17 金融機関の検査等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。
- 5. 寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として周知しています。今回、新たに追加又は改訂する「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」の項目・相談事例等は、以下のとおりです。
 - □ 保険商品等
 - 保険内容の顧客説明に関する相談等

【相談事例(指定代理請求制度)】

・ 保険会社から手続きの案内が届いたのですが、指定代理請求制度とはどのような制度でしょうか。

【アドバイス等】

- ・ 被保険者本人が保険金を請求できない特殊な事情がある場合、あらかじめ指定された指定 代理請求人が、被保険者の代理人として保険金を請求できる制度のことです。
- ・ 例えば、「特定疾病保障保険」や「リビング・ニーズ特約」など、被保険者本人が受取人であり、かつ生前に保険金を受け取れる契約をしている場合に、「本人が余命もしくは病名 (ガンなど)を知らされていない」、または「本人が心神喪失の状況にある」などの事情があると、本人からは保険金が請求されないケースがありますが、このような場合、指定代理請求人を指定しておけば、指定代理請求人が本人に代わって保険金を請求することができます。
- ・ 基本的に請求時において、被保険者と同居又は生計を一つにしている被保険者の戸籍上の「配偶者」または「三親等内の親族」であれば、指定代理請求人として指定することができます。

□ 投資商品等

○ 未公開株式の取引に関する相談等

【相談事例等(金融庁や財務局等を騙る業者)】

・ 数年前に上場確実と言われ購入した未公開株について、業者から株式の交換により救済措置を図ると別の未公開株を送りつけられたが、応じずに放置していたところ、当該業者から、金融庁等から指導されてしまうので、送った未公開株の代金の支払いをするよう文書が届きました。

【アドバイス等】

・ 金融庁等が、未公開株の取引等に関して、何らかの業務を外部へ委託することはありません。また、金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話で未公開株の上場時期について言及したり、未公開株の買取交渉を行ったりすることもありません。このような連絡があった場合には、詐欺的な商法であると考え、一切関わりにならないようにしてください。

□ 貸金等

○ 総量規制に関する相談等

【相談事例等】

- 専業主婦は収入がないため、借入れが出来なくなるのですか。
- ・ 現在、年収等の3分の1を超える借入れをしているが、総量規制の導入後は年収等の3分の1 を超える部分について、一括で返済を求められるのでしょうか。

【アドバイス等】

- ・ 収入の無い専業主婦については、当該配偶者の同意を前提に、配偶者と合算した年収を基準と し、総量規制が適用されることとなります。
 - なお、当該同意が真正なものであるか否かについては、各貸金業者において、慎重な判断が求められることになると考えられます。
- ・ 総量規制が施行された場合には、貸金業者に対して、借入れをしようとする人の年収等の資力 や信用状況、借入状況の調査が義務付けられます。また、借入総額が年収の3分の1を超過して いる場合には、利用限度額が減額され、新たな借入れが制限されることになります。
- ・ 既存の借入れについては、約定通りの返済を行っていれば、直ちに一括返済を求められること はないのではないかと考えられます。
- * その他、金融庁のウェブサイト (「一般のみなさんへ」) では、金融サービスを利用する皆様に ご注意いただきたい情報を掲載しています。

【法令解説等】

「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」 等に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」及び「金融商品取引法等に関する留意事項について(案)」について、平成21年6月19日から7月21日にかけて広く意見募集を行い、9月9日にパブリックコメント結果を公表しました。改正内閣府令は、同日公布・施行されました。また、金融商品取引法等に関する留意事項について(金融商品取引法等ガイドライン)及び改正後の金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針についても同日から適用を行っています。

改正の概要は、以下のとおりです。

(1) 損失補てんの事故確認について、金融商品取引業協会による確認により財務局の確認を代替できることとしました。

従来、業者が損失補てんを行う場合には、原則、補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、財務局の確認が必要とされていましたが、弁護士又は司法書士が顧客を代理している和解であって、損失が1,000万円(司法書士の場合140万円)を超えないもの等については、財務局の確認を要せずに損失補てんができる例外が設けられていたところです。

今般、この例外を追加し、金融商品取引業協会内の弁護士又は司法書士を含む委員会により確認した場合であって、損失が1,000万円(司法書士のみからなる委員会の場合140万円)を超えないものについては、財務局の確認を金融商品取引業協会内の委員会の確認で代えることができることとしました。

(2) 登録金融機関における証券取引に係る総合口座貸越を一定の要件の下で可能としました。

具体的には、以下の要件を満たす登録金融機関における総合口座貸越による証券取引を可能としました。

① 1月以内に完済するものであること

- ② 累積投資契約に係る取引であること
- ③ 信用供与の上限額を10万円とすること
- (3) 投資信託の運用報告書等の電子交付の方法を追加しました。

従来、目論見書の電子交付については、書面交付後5年間、投資家の請求に応じて電子メール 等により交付することができる態勢を整えれば、常にホームページに掲載することは不要である とされていますが、投資信託の運用報告書・投資信託約款の電子交付には同様の規定がありませ んでした。

この点について、投資信託の運用報告書・投資信託約款についても目論見書と同様の方式を可能としました。

(4) 契約締結前交付書面における認定投資者保護団体に係る記載事項を見直しました。

従来、対象事業者となっている認定投資者保護団体を契約締結前交付書面に記載することとされており、業者が複数の団体に加盟している場合、全て記載する必要がありました。

この点について、契約を締結しようとする取引に関し、対象事業者となっている団体を契約締結前交付書面に記載することとしました。

(5) 有価証券又は金銭の受渡しを伴わない取引に係る取引残高報告書の取扱いを見直しました。

従来、媒介等により顧客との有価証券又は金銭の受渡しを伴わない取引についても、四半期の間に取引があれば取引残高報告書を交付することが義務付けられていたところ、これを不要としました。

(6) 従業員持株会を通じた株式所有スキームの金融商品取引法等における取扱いを明確化しました。

従業員持株会を通じた株式所有スキームのうち一定の要件を満たすものについて、内閣府令において引受業に係る適用除外を設けるとともに、「金融商品取引法等に関する留意事項について」を新設し、集団投資スキームに該当しないことや投資信託及び投資法人に関する法律第7条に反しないことを明確化しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から<u>「金融商品取引業等に関する内閣府令の</u> 一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について(平成 21 年 9 月 9 日)にアクセスしてください。

「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について

株式会社企業再生支援機構法(平成 21 年法律第 63 号)(以下「機構法」という。)は、6月 26 日に公布、9月 28 日に施行されました。

機構法の施行に係る金融庁関係府令の整備を行うため、7月24日から8月24日にかけて広く意見募集を行いました。改正された府令等については9月24日より公布し、機構法の施行日と同日に施行されています。

改正内容の概要は以下のとおりです。

1. 府令

- ① 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令
 - : 株式会社企業再生支援機構(以下「機構」という。)を適格機関投資家に追加しました。
- ② 銀行法施行規則等

: 機構が支援決定をした対象会社に係る議決権保有株について、銀行及び保険会社等の投資専門子会社を通じた議決権保有制限(いわゆる5%(保険会社等は10%)ルール)の例外措置の対象としました。

2. 告示

- ① 整理回収機構による資産買取価格に係る告示
 - : 整理回収機構による金融再生法第 53 条買取りを決定する際の基準として、機構から買い取る 債権が破綻懸念先以下であることを規定しました。
- ② 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等
 - : 支援対象事業者が金融機関からの資金の借入れに際し、機構により債務保証されたエクスポージャーについて、そのリスクウエイトを10%とすること等を規定しました。

「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案) に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)について、平成 21 年 7 月 24 日から平成 21 年 8 月 24 日にかけて、広く意見の募集を行い、先般 9 月 24 日にパブリックコメントの結果を公表し、各監督指針の改正を行いました。

改正の概要について、以下のとおりです。

- 「株式会社企業再生支援機構法」の公布に係る改正
 - ・ 株式会社企業再生支援機構法(平成 21 年法律第 63 号)の公布を踏まえ、貸出条件緩和債権に 該当しないための「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の策定主体として、同機構を明記し ました。
 - ・ 銀行法施行規則等の改正により、銀行等の議決権保有制限の例外に株式会社企業再生支援機構が 支援決定をした対象会社が追加されることに伴い、所要の改正を行いました。

改正後の監督指針については、「株式会社企業再生支援機構法」の施行日(平成 21 年 9 月 28 日)から 適用しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から<u>「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について(平成21年9月24日)</u>にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい!】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの<u>「記者会見」</u>のコーナーにアクセスしてください。

- Q1: 会計の話なのですけれども、以前もお伺いしたかもしれないのですが、国際会計基準の関係で、今のところ、2012 年をめどに、上場企業、割合大きな会社だと思うのですけれども、そこを対象に国際会計基準を適用するか決めると。3年後ですけれども、そういうスケジュール感はあるのですが、これについては、今のところは変えないのか。それとも、そもそもそれも変えようというお考えなのか。
- A1. これは、今はグローバルな時代ですから、理想で言えば、世界中の会社が同じような会計基準でやったほうが便利であることは間違いないです。しかし、それぞれの国の経済には、個性もあれば歴史的な経緯もある中で会社を営んでいるわけですから、そういう意味で、金太郎飴のようにピシッと日本の企業の企業会計を合わせていかなければならない、ということではないと私は思うのです。時間をかけて、世界で、日本だけを合わせるというのではなく、世界も合わせなければいけないわけでしょう。世界中が一つの方向にまとまっていくということは良いことですけれども、何か世界のものがあって、日本がそれに合わせていけば良いというものではないので。逆に言うと、世界の企業会計基準を日本が引っ張っていくぐらいの経済力が日本になければいけないのです。
- Q2: その議論の中で、要するに、適用するなり、(議論の) 中に入って日本基準に引っ張ってくるぐらいの勢いで交渉するというやり方と、そもそも全く受け入れない、「日本基準でいきます」というやり方と、2種類あるような気がするのですけれども。
- A2. 2種類って、単にきちんと大根を切るみたいに分けるものでもないけれども、これは、「日本だけが特別な道を歩みますよ」というわけにはいかないですね。もう国際取引もして、いろいろなこともやっているわけですから。そうはいかないけれども、もう短絡的に外国に切り目を合わせていけば良いというものでもない。
- Q3: 今のところは、2012 年とまだ先の話なのですが、今、出ているそのスケジュール自体 を白紙にするという考えではない…。
- A3. そういう気はありません。だから、それは日本だけのひとり相撲ではないですからね。

【平成21年11月13日(金)閣議後記者会見】

〇「e-Gov 電子申請システム」ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「e-Gov 電子申請システム」(http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html)の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「<u>申請・届出などの手続案内・金融庁認証局に</u> ついて」(http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/index.html)の「<u>法令一覧による検索</u>」をご確認く ださい。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「e-Gov 電子申請システム利用規約」に同意していた だく必要があります。

○「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。
 (注)本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続き ができます。
 - (注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要のあるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。
- ※「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは e-Gov トップページの「e-Gov 電子申請システムのご利用はこちらから」をご確認ください。



○ 新着情報メール配信サービス(日本語版・英語版)へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス(日本語版・英語版)**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセス FSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、「**新着情報メール配信サービス」**に、英語版の登録は「<u>Subscribing</u> <u>to E-mail Information Service」</u> にアクセスしてください。

○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへの ご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス(日本語版・英語版)**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの「新着情報メール配信サービス」に、英語版の登録は「Subscribing to E-mail Information Service」にアクセスしてください。

○ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへ のご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス(日本語版・英語版)**を 行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審 査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの「新 着情報メール配信サービス」に、英語版の登録は「Subscribing to E-mail Information Service」に アクセスしてください。



【9・10月の主な報道発表】

17	ָּ עו	月のエな報週光衣』
9月3日	アクセス	味の素株式会社社員による内部者取引に係る金融商品取引法違反審判事件の第 1 回審判期日開催 について
7 日	アクセス	中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループによる「世界的な銀行危機に対する包括的な対応」に 関するプレス・リリースの公表について
9日	アクセス	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について
11 日	アクセス	全国信用協同組合連合会に対する信託受益権等の買取りの決定について
	アクセス	株式会社みちのく銀行、株式会社きらやか銀行及び株式会社第三銀行に対する資本参加の決定について
	アクセス	New Asia Asset Management 株式会社に対する行政処分について
	アクセス	株式会社アイエスオーに対する行政処分について
	アクセス	「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に基づく貸出条件緩和の状況 について(平成21年4~6月期)
	アクセス	我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について
	アクセス	株式会社豊和銀行の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく認定事業再 構築計画の実施状況報告書の概要について
	アクセス	株式会社福岡銀行及び株式会社熊本ファミリー銀行の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく認定事業再構築計画の実施状況報告書の概要について
	アクセス	株式会社山口銀行及び株式会社もみじ銀行の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく認定事業再構築計画の実施状況報告書の概要について
	<u>アクセス</u>	味の素株式会社社員による内部者取引に係る金融商品取引法違反審判事件の第 2 回審判期日開催 について
	<u>アクセス</u>	株式会社ビックカメラ役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載に係る金融商 品取引法違反審判事件の第1回審判期日開催について
	アクセス	銀行持株会社の設立認可について
14 日	アクセス	「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」の公表について
	アクセス	「企業内容等の開示に関する留意事項について」(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正 (案)の公表について
15 日	<u>アクセス</u>	ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社が提出した有価証券届出書に係る金融商品取引法 第8条第1項に規定する期間の延長について
	<u>アクセス</u>	ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社に対する行政処分について
18 目	アクセス	株式会社リブラに対する行政処分について

	アクセス	株式会社荘内銀行及び株式会社北都銀行の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置
		法に基づく事業再構築計画の認定について 株式会社池田銀行及び株式会社泉州銀行の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置
	アクセス	株式会社他山銀行及の株式会社永州銀行の産業市力の存生及の産業市動の単利に関する特別指置 法に基づく事業再構築計画の認定について
24 日	アクセス	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について
	<u> </u>	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について
28 日	<u>アクセス</u>	株式会社ビックカメラ役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載に係る金融商 品取引法違反審判事件の第2回審判期日開催について
29 目	<u>アクセス</u>	「貸し渋り・貸し剥がし」対策の検討について
	アクセス	生命保険会社の合併について
30 日	アクセス	貸金業関係統計資料集の更新について
10月1日	アクセス	アルジェンテック株式会社に対する行政処分について
2 日	アクセス	平成22年度 税制改正要望に係る御意見の募集について
	アクセス	フォレスト出版株式会社に対する行政処分について
	アクセス	国際会計基準委員会財団 (IASCF) モニタリング・ボードによる「会計基準及び基準設定の原則に関する声明」の公表について
5 目	<u>アクセス</u>	株式会社TONKに対する行政処分について
6 目	アクセス	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について
7 目	<u>アクセス</u>	株式会社原弘産役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
9日	<u>アクセス</u>	金融担当副大臣談話 (「貸し渋り・貸し剥がし」対策法案の金融担当大臣への報告について)
	<u>アクセス</u>	北辰物産株式会社に対する行政処分について
	<u>アクセス</u>	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について
	<u>アクセス</u>	味の素株式会社社員による内部者取引に係る金融商品取引法違反審判事件の第 3 回審判期日開催 について
13 日	<u>アクセス</u>	貸金業関係統計資料集の掲載について
15 目	アクセス	中小企業金融に関するアンケート調査結果の概要
16 目	<u>アクセス</u>	平成 21 年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等の公表について
	<u>アクセス</u>	平成22年度機構・定員及び予算要求について(平成21年10月)
19 日	<u>アクセス</u>	「行政処分事例集」の更新について
20 日	<u>アクセス</u>	株式会社MJに対する行政処分について
	アクセス	株式会社ダイヤモンドオフィスに対する行政処分について
22 日	アクセス	株式会社ビックカメラ役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載に係る金融商 品取引法違反審判事件の第3回審判期日開催について
23 日	<u>アクセス</u>	BNPパリバ証券会社東京支店に対する行政処分について
	<u>アクセス</u>	日本興亜損害保険株式会社に対する行政処分について
	<u>アクセス</u>	空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長について
28 日	<u>アクセス</u>	信託業の免許について
29 日	<u>アクセス</u>	株式会社コンコードに対する行政処分について
30 日	アクセス	経営健全化計画の見直しについて

7/セス 平成22年度 税制改正要望に係る御意見の募集の結果及び平成22年度税制改正要望について 第 173 回国会における金融庁関連法律案について (中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(案)(平成21年10月30日提出)) 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

(期間:平成21年7月1日~9月30日)

<u>アクセス</u> 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について

77セス 貸金業関係統計資料集の更新について

77セス 空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長に関する内閣府令・告示の公布について

※ アクセス マークのある項目につきましては、 アクセス から公表された内容にアクセスできます。